

# CNA 屋外見守りカメラ 加入契約約款

## 第1章 総則

### (約款の適用)

- 第1条 株式会社秋田ケーブルテレビ（以下「当社」といいます。）は、CNA 屋外見守りカメラ加入契約約款（以下「本約款」といいます。）および当社が別に定めるところにより、当社が CNA 屋外見守りカメラ（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本約款に定めのない事項については、当社と契約者は誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。
  - 3 本サービスを活用するためには、契約者所有のパソコンやスマートフォン等に専用アプリケーションをインストールする必要があります。利用者は、専用アプリケーションが定める利用条件およびプライバシーポリシーへ同意し、アカウントを登録の上、利用するものとします。

### (約款の変更)

- 第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の適用条件は、変更後の約款によります。

## 第2章 サービス

### (本サービスの内容)

- 第3条 本サービスでは、当社が所有するカメラを貸し出し、サービスを提供いたします。
- 2 本サービスの利用料は料金表に定めるところによります。
  - 3 本サービスの利用者による行為は契約者によるものとみなします。
  - 4 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。当社は、本サービス内容の変更または廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

### (料金等の精算方法)

- 第4条 当社は、契約者が契約に基づき支払う料金のうち、利用料等は当社が別に定める方法により計算します。
- 2 当社は、暦月の初日以外の日にサービスの変更により利用料の額が増加または減少したときは、サービスの変更のあった日を基準として、翌月分より利用料の変更を適用します。

### (設置および費用負担等)

- 第5条 設置工事を行う場合は、契約者は当社に当社が定める工事費を支払うこととします。
- 2 当社が本約款に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社または当社の指定する者が行うものとし、契約者は、設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとします。

#### (提供の中断等)

第6条 当社は、以下の事項のいずれかに該当する場合には、契約者および利用者の同意を得ることなく、本サービスの全部または一部の提供を一時中断もしくは一時停止することができます

(1) 本サービスを提供するために使用するネットワークまたは設備の保守や工事を定期的または緊急に行う場合

(1) 天災地変、火災、盗難その他の非常事態により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合

(2) 運用上または技術上、本サービスの提供が不能または困難になった場合

(3) その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### (提供の停止等)

第7条 当社は、以下の事項のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することがあります。

(1) 本約款に定める契約者の義務に違反した場合

(2) 料金など本サービス契約上の債務の支払を怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合

(3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合

(4) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用した場合

## 第3章 契約

#### (最低利用期間)

第8条 最低利用期間は、本サービスの利用を開始した日から起算して3年間とします。ただし、集合住宅向けプランにおいては、本サービスの利用を開始した日から起算して6年間とします。

2 前項の最低利用期間内に契約が解除される場合、料金表に定める解約手数料（以下「中途解約手数料」といいます。）を当社が定める期日までに一括して支払うものとします。

#### (加入申込みの方法)

第9条 加入申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入契約申込書を提出していただきます。

(1) 料金表に定めるサービス、品目等

(2) 端末設備の設置場所

(3) その他加入申込みの内容を特定するために必要な事項

(4) 料金の支払に関する事項（口座情報等）

#### (加入申込みの承諾)

第10条 当社は、加入申込者が予め本約款を承認し、別に定める加入申込書に必要事項を記入捺印の上当社に申込み、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。原則として受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

- 2 当社は第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。また、当社は承諾後においても次の各号に該当する事実が判明した場合には、違約の責めを負うことなくその承諾を取り消すことができるものとします。
- (1) 本サービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
  - (2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務履行を怠るおそれがあると認められる場合
  - (3) 加入申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記載漏れ等をいいます。）がある場合
  - (4) 利用申込者が第7条（提供の停止等）に該当するとき
  - (5) 加入申込者が未成年者および学生または成年被後見人で、それぞれ法定代理人または後見人の同意が得られない場合
  - (6) 料金等の支払い方法について、当社が定める方法に従っていない場合
  - (7) 加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
  - (8) 加入申込者が本約款で規定するサービス以外の当社が提供するサービスの利用により発生する自己に課せられた債務の履行を怠ったことなどがある場合
  - (9) 物件の管理者と当社との契約形態により、加入契約の申込みができない場合
  - (10) その他、当社の業務に著しい支障がある場合

#### （加入申込みの撤回等）

- 第11条 加入申込者は、文書によりその申込みを撤回または当該契約の解除を行うことができるものとします。
- 2 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
  - 3 加入契約後、設置工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用について第23条（工事費等の支払義務）2項の規定に従い負担するものとします。

#### （契約の成立）

- 第12条 当社は本サービスの工事が完了した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。
- 2 当社は、本サービスの運営業務の全部または一部を当社が指定する業務委託先に委託することがあります。

#### （契約者の地位の承継）

- 第13条 相続または法人の合併等により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくはは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに届け出るものとします。
- 2 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した時も同様とします。
  - 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人の1人を代表者として扱います。
  - 4 第1項および第2項の届出をし、契約者の地位を承継した相続人または法人は、当社が別に定める名義変更手数料を支払うものとします。また、当該変更日が属する月の利用分から新契約者が支払うものとします。ただし、変更手続き処理の都合により上記と異なる場合には、変更日を別途通達のうえ適用となります。

### (契約者の変更)

第14条 契約者は氏名、名称、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、速やかに当社へ連絡し、当社指定の書面にて変更手続きを行うものとします。

### (設置場所の移転)

第15条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、カメラの移転を請求することができます。

- 2 カメラの移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更または制限がある場合があります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第10条（加入申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の変更に必要な工事は、第32条（設備の提供・移転・撤去、設置および費用負担等）に基づき当社または当社が指定した者が行います。
- 5 第1項の変更に必要な工事にかかる費用については、第20条（契約事項の変更等）の規定に準じて取り扱います。

### (契約者が行う加入契約の解除)

第16条 契約者は、加入契約を解除しようとする場合、解除を希望する日の14日以上前に当社指定書式により当社にその旨を申し出るものとします。

- 2 契約者は解除の場合、第4条（料金等の精算方法）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む。）を当該解除の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。月途中にて契約が解除された場合においても、日割り計算による精算はしないものとします。また、解除日がサービス開始から起算して3年未満（ただし、集合住宅向けプランにおいては6年未満）である場合は、契約者は当社に対し、別途定められた中途解約手数料を支払うものとします。
- 3 解除の場合、当社は本サービスの提供を停止し機器等を撤去するとともに設置工事に係る施工部分、その他当社設備等を撤去する場合があります。契約者は、撤去に伴い契約者が所有または占有する敷地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合には、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。
- 4 契約者は、本条に定める解除および第17条（当社が行う加入契約の解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は料金表に定める損害金を請求します。

### (当社が行う加入契約の解除)

第17条 当社は、第7条（提供の停止等）の規定による停止を行った契約者、または本約款に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがある場合は、あらかじめ契約者に通知し、加入契約を解除することができるものとします。

- 2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には通知しないで、本サービスの提供を停止すること、また、通知しないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。
- 3 当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、本サービス提供に係る当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。
- 4 当社は、全各項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、当社にて施工および設置した設備等を撤去いたします。契約者は、撤去に伴い、契約者が所有または占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

#### **(譲渡の禁止)**

第18条 契約者が加入契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。ただし、集合住宅向けプランにおいてはこの限りではなく、物件所有者の変更が発生する場合は事前に当社に通知し、新たな物件所有者の同意を得ることで、契約内容に基づく権利および義務の全部を譲渡することができるものとします。

#### **(契約内容の誠実義務等)**

第19条 契約者および当社は、契約に基づく義務の履行について、信義を旨とし、誠実に行う義務があります。

#### **(契約事項の変更等)**

第20条 当社は、契約者から料金表に規定する本サービスの種類、品目等の変更の請求があったときは、契約事項の変更を行います。

- 2 契約者は、設置場所変更について変更の請求をすることができます。この請求の内容を実施するために費用が発生するときは、契約者に負担していただきます。
- 3 当社は、前2項の請求があったときは、第10条（加入申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

## **第4章 料金等**

#### **(料金および工事に関する費用)**

第21条 当社が定める本サービスの利用料金は料金表に規定するとおりとします。

#### **(料金等の支払義務)**

第22条 契約者は、当社に対し本サービスに係る初期費用、利用料金および必要に応じて契約事項の変更に伴う費用（以下「利用料金等」といいます。）を、料金表に基づき当社が定める方法により支払うものとします。

- 2 初期費用の支払義務は、第10条（加入申込みの承諾）の規定により、加入契約が成立したときに発生します。初期費用は契約解約時にも返却しないものとします。
- 3 利用料金の支払義務は、課金開始日から起算して、契約の解除があった日の属する月までの期間（期間は月単位とし、提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の月に属する場合は1ヶ月間とします。）までについて、発生するものとします。
- 4 契約事項の変更に伴う費用は、当該変更または移転毎に発生し、その支払義務は当社が第20条（契約事項の変更等）第1項および第2項の請求を承諾したときに発生するものとします。
- 5 第7条（提供の停止等）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスの提供があったものとして取扱うものとします。
- 6 第6条（提供の中断等）の規定により、本サービスの提供が中断された場合における当該中断期間の利用料金は、第39条（利用不能な場合の損害賠償）の規定により取扱うものとします。
- 7 第16条（契約者が行う加入契約の解除）、第17条（当社が行う加入契約の解除）において加入契約の解除が生じた場合、契約者はいかなる事由がある場合でも解約料を支払うものとします。

### （工事費等の支払義務）

第23条 契約者は、加入申込みまたは工事の請求をし、当社がこれを承諾したときは、当社が定める工事費等を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその加入契約の解除またはその工事の取り消し（以下この章において「解除等」といいます。）があった場合はこの限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社はその工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず解除等があったときまでに着手した工事の部分についての費用を負担していただきます。この場合、負担を要する費用の額は、着手した工事の部分の費用に消費税相当額を加算した額とします。

### （その他の費用負担）

第24条 契約者は、別途本サービス利用のため、パソコン、スマートフォン等およびインターネット接続環境および無線 LAN 接続環境を用意するものとします。なお、本サービス利用にかかる通信費用およびその他の費用は契約者が負担するものとします。

- 2 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するものとします。なお、前項の環境を満たさない場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

### （端数処理）

第25条 当社は、料金計算においてその計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

### （利用料金の支払等）

第26条 サービス利用の月ごとに利用料の精算をします。また、月途中にて契約が解除された場合においても、日割り計算による精算はしないものとします。

### （端末機器および設備に関する費用の支払義務）

第27条 契約者は、故意または過失により当社から貸与している端末および当社にて施工した設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第 16 条（契約者が行う加入契約の解除）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

### （割増金）

第28条 契約者は、本サービスの利用料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を、割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

### （延滞処理）

第29条 契約者は、料金または割増金等の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、翌月分と合わせて支払うものとします。

- 2 前項の延滞処理にもかかわらず、支払がない場合には、料金または割増金等の債務（延滞利息を除きます。）について、最初の支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.6% の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

#### (期限の利益の損失)

第30条 契約者は、料金その他の債務について一部でも履行を遅延したときは、当社の請求により当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をするものとします。

#### (債権回収代行会社等への回収業務の委託)

第31条 契約者が料金、工事費その他債務について支払いを怠った場合は、当社が債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する場合があることを契約者は予め承諾するものとします。

## 第5章 設備

#### (設備の提供・移転・撤去、設置および費用負担等)

第32条 当社が本約款に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社または当社が指定する者が行うものとし、契約者は、設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとします。

- 2 契約者は、カメラを動作させるために、必要な費用を負担するものとします。
- 3 契約者は、カメラを本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って使用し、加入契約が終了したときは、当社に返還するものとします。
- 4 契約者は、次の各号の行為はできないものとします。万一違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有するものとします。
  - (1) 本来の用法によらない方法で当社の本サービスを不正に受けたり、受けようとする事
  - (2) カメラを転貸、譲渡、質入れ等すること
  - (3) 第15条（設置場所の移転）による場合を除き、カメラを定められた場所から移動したり、接続変更すること、カメラを分解したり、変更を加えること
- 5 契約者は、カメラの性能、機能が不完全であったり通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、カメラの交換を要求できないものとします。
- 6 契約者は、使用上の注意事項を厳守してカメラを維持管理するものとします。なお、契約者の故意、過失、第三者の行為によるカメラの故障、紛失等があった場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を、また、紛失および修理不能による場合は料金表に定める機器損害金を、それぞれ当社に支払うものとします。
- 7 契約者は、返還までに生じたカメラの毀損、盗難、滅失について、契約者の責に帰すべき場合には、代替機器の購入代価または修理代相当額を、損害賠償として支払うものとします。
- 8 当社が本約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気等は契約者から提供していただきます。
- 9 契約者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

#### (カメラの設置場所)

第33条 当社は、カメラを原則として契約者が指定する場所に設置するものとします。

#### **（カメラに異常が生じた場合の措置）**

第34条 契約者は、カメラに異常が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

- 2 前項の通知があった場合には、その原因を調査し、必要な措置を講ずるものとします。
- 3 第1項の異常が契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該調査および修理に関して要した費用は契約者に負担していただくこととします。

#### **（調査・保安に対する契約者の協力）**

第35条 契約者は当社の工事および維持管理に協力するものとします。

#### **（設備等の設置条件）**

第36条 契約者は、本サービスを利用するために必要な設備を当社との協議の上、設置するためのスペースを提供するものとします。

#### **（機器等の貸与）**

第37条 当社は、契約書に記載した台数のカメラ等を貸与します。

#### **（映像データの管理責任）**

- 第38条 本サービスにより記録媒体に録画された映像の所有権は本サービスの工事が完了した日をもって契約者に帰属するものとし、契約者は、本サービスにより録画された映像の管理について責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、契約者は契約者の判断でこれに対処するものとします。
- 2 本サービスにより録画される映像は、永年に蓄積されるものではなく、記録媒体の容量に応じて、順次上書きされていくものであることを契約者は予め承諾するものとします。
  - 3 当社は、契約者による本サービスの利用および録画映像の管理に起因して第三者との間で生じた紛争等に関して、一切の責任を負わないものとします。

## **第5章 損害賠償**

#### **（利用不能な場合の損害賠償）**

- 第39条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該加入契約者の損害を賠償します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後、その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）に対応する料金額（月額利用料金を当該月の日数で除した料金に利用不能日数を乗じた額）を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
  - 3 第2項の場合において、当社の重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、同項の規定は適用しません。

## (免責)

第40条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について賠償の責任を負わないものとします。当社は、利用者による本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害および損失（契約者のスマートフォン等内に保存されている位置情報や個人情報の漏洩、スマートフォン等の故障やデータの消失、他の契約者による権利侵害等を含みますが、これらに限りません。）について、一切責任を負わないものとし、契約者自らの責任において処理することとします。当社は以下のいずれに該当する支障に関してもその責を負わないものとします。

(1)当社の設備以外の設備等に関連して発生した支障

(2)設備等の維持管理のために通常必要な工事等を行うことによって発生した一時的な支障

(3)天災地変その他当社の支配を超える事由によって、契約者の設備または当社の設備が損壊、毀損したことによって発生した支障

(4)契約者の設備の経年劣化等により発生した支障

2 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者（他人に使用させる場合はその者を含みます。）に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合にそれが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、以下のいずれに該当する場合にもその責を負わないものとします。

(1) 契約者の責に帰すべき事由により本サービスが停止した場合

(2) 契約者が本約款に違反することにより、当社が本サービスを停止した場合

(3) 契約者の都合により、本サービスを一時停止した場合

(4) 当社が設置する屋外カメラ専用機材の故障等、当社の都合により、本サービスが停止した場合

4 当社は、以下の各号に関して保障を行わず、これに起因する契約書の損害について一切の責任を負わないものとします。

(1) 本サービスの完全性もしくは確実性、または特定目的への有効性および適合性

(2) 契約者が本サービスを通じて得る情報およびデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等

(3) 本サービスのシステムダウン等不具合を生じないこと

(4) 本サービスが即時性をもって提供されること

(5) 本サービスが当社の意図によらずに中断されないこと

(6) 当社が本サービスに関連して契約者に提供する試験サービス、またはこれに類する名目のサービスにおいて、何らの欠陥または瑕疵も生じないこと

5 本サービスを通じて行われる情報およびデータ等のやり取りは全て契約者の自己責任において行なわれ、その結果生じた契約者のパソコン・スマートフォンへの損害、データの消失、流出による損害等は契約者に責任があるものとし、当社は免責されるものとします。

6 当社は、以下の事項に関する、クレーム、主張、要求、責任、負担、損害および損失について、一切責任を負わないものとします。

(1)本サービスを通じて取得したサービスの数量、性質、正確性、有用性、最新性、契約者の特定の目的に合致すること、契約者のパソコン、スマートフォン等での利用の可否

(2)本サービスを通じてなされた取引または約束の履行可能性

(3)本サービスが契約者の目的または要求を満たしていること

(4)本サービスに中断、障害が生じないこと

(5)本サービスが契約者の期待する適切な時期に提供されること

(6)本サービスがエラーのないものであること

- 7 本サービスに関連して発生した損害については、結果的損害、付随的損害および逸失利益を含め、一切の補償・賠償を行いません。
- 8 本サービスが常時、映像データを保存または視聴することができることを保証するものではなく、対応ハードウェアその他の本サービスの利用に供する装置、ソフトウェアまたは通信網の瑕疵、障害、動作不良もしくは不具合その他の事由により、映像データを保存または視聴できない場合があること、および事由を問わず本サービスの提供終了に伴い映像データが削除されることを、契約者は了承するものとします。また、当社は、映像データを保存または視聴できなかったことにより契約者に損害が生じた場合であっても一切の責任を負わないものとします。

## 第7章 雑則

### (機密保持)

第41条 当社および契約者は、本サービスの契約の履行に際し知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならないものとします。

### (責任の制限)

- 第42条 当社は、契約者やその他第三者が本サービスの利用により発生したあらゆる結果に対する一切の責任を負いません。そのような結果には、利用契約者設備等や他社サービスの使用又はその使用不能により生じた特別損害、偶発的損害、間接損害、又はこれに類似する損害、併せて利用契約者その他第三者の得べかりし利益の喪失やデータ消失も含まれます。
- 2 前項のような損害が生じる可能性について当社が以前から警告を受けていたとしても、損害に対する責任を当社が負うことはありません。
  - 3 利用契約者設備等や他社サービスに関し発生する問題は利用契約者の責任及び費用負担をもって処理されるものとします。また、利用契約者設備等や他社サービスによって発生した結果や損害は金銭的・時間的・精神的その理由を問わず、当社は一切その責任を負わないものとします。
  - 4 当社は本サービスの提供期間を通して本サービスの利用に用いる全ての機器若しくはその記録媒体により処理され又は蓄積されたデータの消失、流出、毀損改変等について保証せず、データのバックアップ等は、利用契約者が自らの費用と責任において実施するものとします。いかなる場合も、当社は当該データに関する修復義務を負いません。

### (利用に係る契約者の義務)

第43条 契約者は、以下の各号を守るものとします。

- (1) 当社が加入契約に基づいて設置した当社設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連結しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が設置した設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

- (3) 当社が設置した設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して当社が設置した設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
- 3 当社は、本サービスの提供に必要な当社設備の設置のため、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関して責任を負うものとします。
- 4 契約者は、当社または当社の指定する業者が電気通信設備の調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等への立ち入りを求めた場合は、協力するものとします。

#### (承諾の限界)

第44条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき、または、料金その他債務の支払を現に怠りもしくは、怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### (禁止事項)

第45条 利用者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
- (2) 本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
- (3) 本サービスを、ストーキング行為を行う等、方法のいかに問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること
- (4) 本サービスを、利用者が利用権限を有しない端末を正当な理由無く利用・管理するために用いること
- (5) 本サービスを第三者に再許諾すること
- (6) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること
- (7) 分解または解析、修正、翻訳、その他改造行為
- (8) 本サービスを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (9) ID 等を不正に使用しまたは使用させること
- (10) 虚偽または誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等しまたは登録する行為
- (11) 他人（他の契約者を含み、以下同様とします。）の名称その他の情報を不正利用する行為
- (12) 当社または他人の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
- (13) 当社または他人の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
- (14) 本サービスの運営・提供もしくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
- (15) 本サービスを商業目的で使用する行為（ただし、当社が別に定めるものを除きます。）
- (16) 法令または公序良俗に違反する行為
- (17) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為

(18)その他、当社が不適当と判断した内容または行為

#### (違反行為への対応)

- 第46条 当社は、利用者の行為が前条のいずれかに該当する、もしくは本約款に定める他の規定に違反すると当社が判断した場合は、利用者への事前の通知なしに、利用者の情報の一部もしくは全部の削除を行い、本サービスの利用の中断もしくは強制的な解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。
- 2 前項の規定に基づき、当社が講じた当該措置に起因して損害が発生した場合にも結果について、当社は一切責任を負わず、契約者は当社を免責するものとします。
  - 3 前2項の規定は、当社が当該処置を講じることにより当社または第三者に損害が発生した場合における、利用者の責任を契約者の行為により発生した結果を免責するものではありません。本条項に利用者が反したことにより第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、利用者は自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

#### (他人に使用させる場合の契約者の義務)

- 第47条 契約者は、本サービスを契約者以外の者に使用させる場合は、次のことを守っていただきます。
- (1) 契約者は、第45条(禁止事項)の規定の適用については、本サービスを使用する者の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。また、故意または過失により当社に損害を被らせた場合も同様に、本約款の各条項が適用されるものとします。
  - (2) 契約者は、本サービスに係る料金または工事に関する費用で、他人に使用させた場合の使用によるものについても当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

#### (約款の効力)

- 第48条 本約款のいずれかの条項が関連法令等の変更または新設により、無効もしくは執行不能と判断された場合、かかる無効もしくは執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適する有効かつ執行可能な関係法令等に基づく条項に置き換えられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

#### (関連法令の遵守)

- 第49条 当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

#### (合意管轄)

- 第50条 本約款の解釈・履行・その他につき争いが生じた場合は、管轄裁判所を秋田簡易裁判所、または秋田地方裁判所とします。

#### (反社会的勢力の排除について)

- 第51条 加入契約後、契約者が「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力」のいずれかに該当することが判明した場合、当社はなんら催告することなく加入契約を解除することができ、これによる契約者の損害を賠償する責を負いません。

#### **(契約者に係る個人情報の取扱いと使用)**

第52条 契約者に係る個人情報の取扱いと使用については、当社が公開するプライバシーポリシーに掲げるとおりとします。

#### **(知的財産権および成果物の帰属)**

第53条 契約者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、契約者は、自己が回答した内容等につき著作者人格権を行使しないものとします。

#### **(約款の変更および告知)**

第54条 当社は、本約款の内容を、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合に、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において変更することがあります。この場合には、契約者および当社は変更後の本約款に拘束されるものとします。

- 2 当社は、当社が本約款を変更する場合、当該変更の影響を受けることになる契約者に対し、当社の定める方法により、変更すること、変更の効力発生時期、及び変更後の約款の内容についてあらかじめ当社ウェブサイト (<https://www.cna.ne.jp/>) に掲載、通知します。
- 3 当社は、前項により通知する変更の効力発生時期が到来した後に契約者が基本サービスの利用を継続した場合は、契約者が変更後の約款に同意したものとみなします。

### **附則**

#### **(実施日)**

本約款は、令和 7 年 5 月 1 日より実施します。

〈料金表〉

約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、消費税を含んだ額とします。ただし、関連法令の改正により消費税率が変動した場合には、変動後の税率により計算するものとします。

1. 月額基本利用料

戸建住宅向けプラン

| サービス名称                  | 通常価格<br>月額料金 | CNA インターネット加入者価格<br>月額料金(※) |
|-------------------------|--------------|-----------------------------|
| CNA 屋外見守りカメラ(SIM タイプ)   | 2,970 円      | 1,100 円                     |
| CNA 屋外見守りカメラ(Wi-Fi タイプ) | 2,200 円      |                             |

※当社インターネットサービスをご契約中または、本サービスと同時に申し込みのお客様

集合住宅向けプラン

| サービス名称                  | 通常価格<br>月額料金                     |
|-------------------------|----------------------------------|
| CNA 屋外見守りカメラ(SIM タイプ)   | 3,960 円(※)                       |
| CNA 屋外見守りカメラ(Wi-Fi タイプ) | 物件世帯数による<br>(2,200 円～3,630 円)(※) |

※集合住宅向けプランは、月額料金に保守サービスを含みます。

2. 手数料

| 区分       | 金額      |
|----------|---------|
| 登録手数料(※) | 3,300 円 |

※本サービスを契約する際に発生いたします。

※集合住宅向けプランは、手数料は発生いたしません。

3. 工事費等

(設置工事に関する費用)

(1) CNA 屋外見守りカメラ(SIM タイプ)

| 区分     | 金額            |
|--------|---------------|
| 設置工事費用 | 当社が提示する見積書による |

(2) CNA 屋外見守りカメラ(Wi-Fi タイプ)

| 区分     | 金額            |
|--------|---------------|
| 設置工事費用 | 当社が提示する見積書による |

(移転工事に関する費用)

(1) CNA 屋外見守りカメラ(SIM タイプ)

| 区分     | 金額            |
|--------|---------------|
| 移転工事費用 | 当社が提示する見積書による |

(2) CNA 屋外見守りカメラ(Wi-Fi タイプ)

| 区分     | 金額            |
|--------|---------------|
| 移転工事費用 | 当社が提示する見積書による |

(解約に関する費用)

(1) CNA 屋外見守りカメラ(SIM タイプ)

| 区分                      | 金額(戸建住宅)      | 金額(集合住宅)                     |
|-------------------------|---------------|------------------------------|
| 撤去工事費用<br>(カメラのみ撤去する場合) | 8,800 円(税込)   | 当社が提示する見積書による                |
| 撤去工事費用<br>(電源工事部分含む場合)  | 19,800 円(税込)  | 当社が提示する見積書による                |
| 中途解約手数料(※)              | 30,000 円(非課税) | (72 ヶ月－解約月までの経過月数)<br>×月額利用料 |

※最低利用期間内に解約の場合に発生いたします。

(2) CNA 屋外見守りカメラ(Wi-Fi タイプ)

| 区分                      | 金額(戸建住宅)      | 金額(集合住宅)                     |
|-------------------------|---------------|------------------------------|
| 撤去工事費用<br>(カメラのみ撤去する場合) | 8,800 円(税込)   | 当社が提示する見積書による                |
| 撤去工事費用<br>(電源工事部分含む場合)  | 19,800 円(税込)  | 当社が提示する見積書による                |
| 中途解約手数料(※)              | 30,000 円(非課税) | (72 ヶ月－解約月までの経過月数)<br>×月額利用料 |

※最低利用期間内に解約の場合に発生いたします。

4. 損害金

| カメラ機器名称                 | 単位    | 金額(非課税)  |
|-------------------------|-------|----------|
| CNA 屋外見守りカメラ(SIM タイプ)   | 1 台ごと | 70,000 円 |
| CNA 屋外見守りカメラ(Wi-Fi タイプ) | 1 台ごと | 13,000 円 |